

島本町教育委員会 会議録（平成28年第7回 定例会）

日 時	平成28年6月28日（火） 午前9時30分～午前10時10分	
場 所	島本町役場 住民委員会室	
出 席 者	岡本教育長、新井委員、中川委員、藤田委員 北河部長、頼田次長兼教育推進課長、川畑次長 （教育総務課）三浦課長、藪内係長、中谷 （教育推進課）西井参事 （生涯学習課）吉田課長、大柴主幹、南田参事 （子育て支援課）齊藤課長	
委 員 及 び 事 務 局 職 員		
欠 席 者	高岡委員	
委 員		
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第29号議案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正について
	第30号議案	島本町特別支援委員会委員の委嘱について
	第31号議案	平成29年度使用小学校教科用図書の採択について
	第32号議案	平成29年度使用中学校教科用図書の採択について
	第11号報告	懲戒免職処分取消請求控訴事件に係る意見書について
	第33号議案	事務局職員人事について
議 決 事 項	第29号議案、第30号議案、第31号議案、第32号議案、第33号議案	
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり	
そ の 他	傍聴者2名	

教育長

本日、高岡委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席委員は3名です。

定足数を満たしておりますので、平成28年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、藤田委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、藤田委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

第29号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

改正理由につきましては、前回の教育委員会定例会で「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例」の一部改正について、年収約360万円未満世帯に対する保育料軽減等に関してご審議いただき、ご可決賜りましたが、先日開催されました町議会において一部改正条例が可決され、この条例改正に伴い、同条例施行規則についても、所要の改正を行うものです。

改正内容ですが、第5条につきましては、ひとり親世帯など要保護者等の要件を定めており、条例改正に伴い、見出しや対応する備考などを改正するものです。

第6条につきましては、改正前は第1項に幼稚園は小学校3年生まで、第2項に保育所は就学前までという通常の多子軽減にかかる多子計算の要件が規定されておりましたが、今回、年収約360万円未満世帯に対する軽減措置が拡充いたしましたので、第6条で幼稚園など教育認定に係るもの、第7条に保育所など保育認定に係るものの軽減措置について、分けて規定するよう改正しています。

第6条及び第7条それぞれの第1項につきましては、通常の多子軽減にかかる多子計算の要件を規定しています。

第6条及び第7条それぞれの第2項につきましては、多子軽減に係

る年収約360万円未満世帯の多子計算に係る年齢制限の撤廃について新たに規定するものです。

第6条及び第7条それぞれの第3項につきましては、年収約360万円未満世帯のひとり親世帯等について、第1子は半額、第2子以降は無料とすることについて新たに規定するものです。

第8条につきましては、第7条を追加したことによって条ずれとなったものです。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑なし)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第30号議案「島本町特別支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 島本町特別支援委員会は、教育上配慮を要する障がいのある幼児・児童・生徒について、その障がいを把握し、適正な支援を行うことを目的として、特別支援に関する判断を導き出す機関です。

平成29年度の支援学級及び通級指導教室の設置に向けて、その対象となる幼児・児童・生徒の支援等について審議するため、会議を開催する必要があることから、委員の委嘱をお願いするものです。

委員の構成につきましては、島本町特別支援委員会規則第2条に規定しており、「学識経験を有する者」としまして、大阪府立高槻支援学校の植木祐美子指導教諭を学校長からご推薦いただきました。また、「町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者」といたしまして、中小路隆裕医師を高槻市医師会からご推薦いただきました。「町立小・中学校の教職員」といたしましては、今年度の担当として、

学校長から山本校長及び松本校長に、教頭から篠塚教頭及び辻本教頭に、教諭から支援コーディネーターを勤めている山崎教諭及び今岡教諭にお願いしました。

任期につきましては、島本町特別支援委員会規則第3条に規定しており、平成29年3月31日までです。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑なし)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第31号議案「平成29年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 小学校の教科用図書につきましては、平成26年度に採択替えが行われ、採択結果に基づき、平成27年度から新しい教科用図書が使用されています。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づき、平成29年度に使用する小学校教科用図書につきましては、今年度と同じ教科用図書を採択することとします。

また、学校教育法附則第9条関係教科用図書は、支援学級の児童が通常使用している教科用図書を使用できないと認定された場合に、副教材として使用するものですが、平成29年度においては、現時点で使用する予定の児童がいないことから、必要に応じて採択します。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員 教科用図書の採択替えについて、簡単に流れを教えてくださいませんか。

教育推進課参事 教科用図書の採択替えについては、4年に1度行われます。採択替

えの年には教科用図書選定委員会を設置し、各学校の教職員や地域住民の方々の意見を取りまとめ、最終的に教育委員会議にて採択いただくこととなります。

委員 教科用図書選定委員会委員はどのような方々でしょうか。

次長兼教育推進課長 P T Aの方や学校長、町の教育研究会会長といった方々が委員となります。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第32号議案「平成29年度使用中学校教科用図書の採択について」議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 中学校の教科用図書につきましては、平成27年度に採択替えが行われ、採択結果に基づき、平成28年度から新しい教科用図書が使用されています。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づき、平成29年度に使用する中学校教科用図書につきましては、今年度と同じ教科用図書を採択することとします。

また、学校教育法附則第9条関係教科用図書は、支援学級の生徒が通常使用している教科用図書を使用できないと認定された場合に、副教材として使用するものですが、平成29年度においては、現時点で使用する予定の生徒がいないことから、必要に応じて採択します。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員 小学校の教科書については平成27年度から、中学校の教科書については平成28年度から教科書会社が変わった教科があったと思いますが、教科書会社が変わったことについて学校現場から何か意見はあ

りますか。

教育推進課参事 小学校においては、国語が光村図書出版の教科書となりましたが、文学的教材が多く、子どもたちが文学教材に触れる機会が増えてよかったとの意見を聞いています。

次長兼教育推進課長 中学校においては、多くの教科で教科書会社が変わっていますが、今のところ学校現場からは特に意見は出ていません。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

お諮りします。

第11号報告、第33号議案につきましては、人事案件でございますので、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、秘密会とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(傍聴者・一部事務局職員退室)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第11号報告「懲戒免職処分取消請求控訴事件に係る意見書について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長 [懲戒免職処分取消請求控訴事件に係る意見書について説明]

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質疑応答内容非公開)

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。
この際、暫時休憩いたします。

(一部事務局職員退室)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
第33号議案「事務局職員人事について」を議題とします。事務局
の説明を求めます。

教育総務課長 [事務局職員人事について説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。
質問のある方は挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。
この際、暫時休憩いたします。

(一部事務局職員入室)

教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長 以上をもちまして、本日の議事は全て議了いたしました。
これをもちまして、平成28年第7回教育委員会定例会を閉会いた
します。